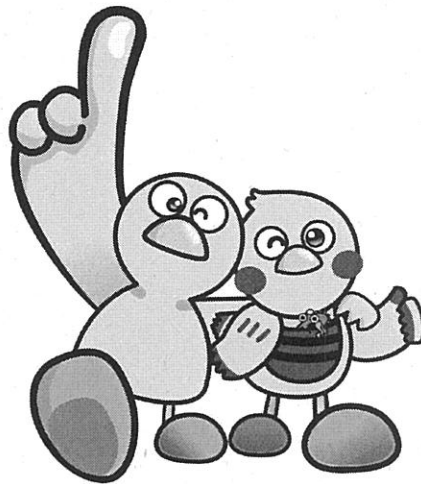


(案)

埼玉県青少年健全育成・支援プラン

(平成30年度～平成34年度)



埼玉県マスコット
コバトン&さいたまっち

青少年健全育成・支援プラン 目次

第1章 基本的な考え方

第2章 青少年を取り巻く環境と課題

- 1 青少年を取り巻く社会環境
 - (1) 人口減少・少子高齢化
 - (2) 情報化社会の進展
 - (3) グローバル化の進展
 - (4) 雇用情勢の改善、就業構造の変化
- 2 青少年を取り巻く家庭・地域環境
 - (1) 家庭環境
 - (2) 地域環境
- 3 青少年をめぐる現状と課題
 - (1) 非行
 - (2) 若年無業者（ニート）、ひきこもり
 - (3) 障害のある子供・若者
 - (4) いじめ
 - (5) 不登校、高校中退
 - (6) 子供の貧困
 - (7) 児童虐待
 - (8) 若者の自殺
 - (9) 外国人の子供等
 - (10) 防犯・交通安全
 - (11) スマートフォン等の利用
 - (12) 家庭・地域の教育力

第3章 基本理念と基本目標

第4章 プランの体系

第5章 施策の展開

第1章

基本的な考え方

1 策定の趣旨

近年、少子高齢化の進行、グローバル化や情報化の進展の中で社会経済情勢は大きく変化しており、青少年を取り巻く状況も様々な問題が生じています。非行、ニートやひきこもり、いじめや不登校、貧困などの様々な困難を有する青少年の問題は、依然として深刻です。

また、スマートフォン等の急速な普及が、青少年の生活や環境にも大きな影響を与えており、犯罪に巻き込まれたり、インターネットの長時間利用なども課題となっております。

こうした状況を踏まえ、青少年が夢や希望を持って健やかに成長し、その意欲と能力に応じて自立・活躍できるよう、地域全体で支えていくことが重要です。

本県では、昭和48年度から青少年育成の総合的な計画として、「埼玉県青少年健全育成・支援プラン」(以下「本プラン」という。)を策定しています。

次代を担う青少年の健やかな成長は、全ての県民の願いであるとともに責任でもあります。

本プランが、県民一人一人が青少年の健全育成に対する関心を高めるとともに青少年育成団体等の活動促進の一助となるなど、地域全体で青少年の健やかな成長に向けた取組が一層推進されるよう、策定しました。

2 位置付け

- (1) 埼玉県青少年健全育成条例第4条に基づく、青少年の健全な育成に関する総合的な計画として策定します。
- (2) 子ども・若者育成支援推進法第8条に基づく「子ども・若者育成支援推進大綱」の基本理念を踏まえたプランとし、法第9条に基づく「都道府県子ども・若者計画」としても位置付けます。
- (3) 本県の総合計画である「埼玉県5か年計画－希望・活躍・うるおいの埼玉－」を具体的に推進する分野別計画として位置付けます。

3 期間

平成30年度から平成34年度（2018～2022年度）までの5年間

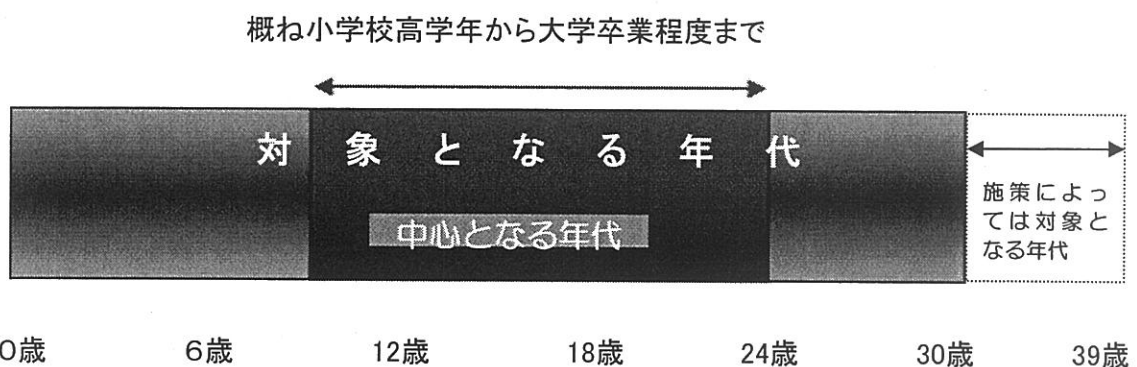
4 対象者

本プランの対象者は、概ね30歳未満とします。

ただし、最近の社会情勢や子ども・若者育成支援推進法の趣旨も鑑み、施策によっては、社会生活を円滑に営む上で困難を有する30歳代も対象とします。

また、青少年健全育成や非行防止に関する取組については、概ね小学校高学年から大学生までが対象となることを踏まえ、本プランの中心となる対象年齢は、概ね10歳から24歳とします。

なお、本プランでは「青少年」という用語を使用していますが、対象となる者の呼称・年齢区分は法令等により様々であることから、施策によっては、「児童生徒」、「少年」、「子供」等の用語を併用します。



◇参考 各種法令による青少年の呼称及び年齢区分

法令の名称	呼称	年齢区分
少年法	少年	20歳未満の者
刑法	刑事责任年齢	満14歳以上の者
児童福祉法	児童 乳児 幼児	18歳未満の者 1歳未満の者 1歳から小学校就学の始期に達するまでの者
	少年	小学校就学の始期から18歳に達するまでの者
学校教育法	学齢児童 (小学校)	6歳に達した日の翌日以後における最初の学年の初めから、12歳に達した日の属する学年の終わりまでの者
	学齢生徒 (中学校)	小学校の課程を修了した日の翌日以後における最初の学年の初めから、15歳に達した日の属する学年の終わりまでの者
民法	未成年者 婚姻適齢	20歳未満の者 男 満18歳以上の者 女 満16歳以上の者
労働基準法	年少者 児童	18歳未満の者 15歳に達した日以後の最初の3月31日が終了するまでの者
	未成年者 未成年者	民法上の未成年者 20歳未満の者
未成年者喫煙防止法	未成年者	20歳未満の者
未成年者飲酒禁止法	未成年者	20歳未満の者
児童買春・児童ポルノ処罰法	児童	18歳未満の者
青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律	青少年	18歳未満の者
子ども・若者育成支援推進法	子ども 若者	乳幼児期、学童期及び思春期の者 思春期、青年期の者(施策によっては、40歳未満までのポスト青年期の者も含む)
埼玉県青少年健全育成条例	青少年	18歳未満の者

第2章

青少年を取り巻く環境と課題

1 青少年を取り巻く社会環境

(1) 人口減少・少子高齢化

平成27年国勢調査(速報値)によると、我が国の30歳未満人口は3,427万人で、総人口に占める割合は27.0%となっています。30歳未満人口は、昭和50年以降ほぼ一貫して減少が続いています。

このように少子化が進む中、我が国の人口は平成20年をピークとして減少局面に入っています。いわゆる団塊の世代が高齢期を迎えるなど、我が国はかつて経験したことのない、人口減少・少子高齢化社会を迎えようとしています。

一方、本県の30歳未満人口は、201万人(平成27年国勢調査(速報値))で県総人口の27.7%となっています。総人口は現在も緩やかな増加傾向が続いておりましたが、間もなく減少に転じ、今後10年間の75歳以上の後期高齢者の増加率は全国で最も高くなることを見込まれています。

(図表) 埼玉県の総人口及び30歳未満人口の推移

	S45 1970	S50 1975	S55 1980	S60 1985	H2 1990	H7 1995	H12 2000	H17 2005	H22 2010	H27 2015
総人口(人)	3,866,472	4,821,340	5,420,480	5,863,678	6,405,319	6,759,311	6,938,006	7,054,243	7,194,556	7,266,534
30歳未満人口(人)	2,145,566	2,546,662	2,598,049	2,630,562	2,766,553	2,741,255	2,547,701	2,263,860	2,121,959	2,010,209
30歳未満人口の総人口に占める割合(%)	55.5	52.8	47.9	44.9	43.2	40.6	36.7	32.1	29.5	27.7
(全国)30歳未満人口の総人口に占める割合(%)	51.8	49.2	45.0	42.2	39.9	37.6	34.8	31.1	28.6	27.0

総務省「国勢調査」

(図表) 埼玉県の将来人口の見通し(年齢3区分別)

	H7 1995	H12 2000	H17 2005	H22 2010	H27 2015	H32 2020	H37 2025	H42 2030	H47 2035
0~14歳	109	102	99	95	93	86	80	73	70
15~64歳	498	501	489	475	454	442	435	424	401
65歳以上	68	89	116	146	179	197	203	209	218
総数	676	694	705	719	726	725	718	706	689

総務省「国勢調査」(~27年)、埼玉県推計(H32~)

(2) 情報化社会の進展

情報通信技術（ICT）は、経済の成長や生活の利便性の向上に不可欠なツールとして目覚ましい発展を遂げてきました。

ICTの進展とともに、パソコンやスマートフォン、タブレット端末などのデジタル機器が急速に普及し、私たちはインターネットを通じて様々な情報を簡単に取得することができるようになりました。総務省の「通信利用動向調査」によると、本県の平成27年末のインターネットの利用者の割合は87.7%となっています。

とりわけ、近年は、スマートフォンやタブレット端末の普及により、いつでもどこでもインターネットを通じたつながりが可能になり、ツイッターやフェイスブックといったソーシャル・ネットワークサービス（SNS）の利用が個人、企業ともに拡大しています。

(図表) インターネット利用者の割合 (個人)

インターネット利用者の割合(個人)						単位: %
	H22年末	H23年末	H24年末	H25年末	H26年末	H27年末
埼玉県	79.3	82.4	80.0	86.1	85.7	87.7
全国	78.2	79.1	79.5	82.8	82.8	83.0

総務省「通信利用動向調査」

(図表) 主な情報通信機器の世帯保有状況 (全国)

主な情報通信機器の世帯保有状況							単位: %
	H22年末	H23年末	H24年末	H25年末	H26年末	H27年末	
固定電話	85.8	83.8	79.3	79.2	75.7	75.6	
パソコン	83.4	77.4	75.8	81.7	78.0	76.8	
スマートフォン	9.7	29.3	49.5	62.6	64.2	72.0	
携帯電話・PHS (スマートフォン含む)	93.2	94.5	94.5	94.8	94.6	95.8	
タブレット型端末	7.2	8.5	15.3	21.9	26.3	33.3	

総務省「通信利用動向調査」

(3) グローバル化の進展

交通手段、情報通信技術の進歩等による国境を越えた人・モノ・情報等の流れが加速し、経済、社会、文化など様々な分野でグローバル化が進んでいます。

海外在留邦人の総数は、平成27年10月1日現在約132万人で、調査開始以降最多となっています。

また、本県の平成27年末の在留外国人数は約14万人で10年（平成17年末）前と比べると約1.5倍に増加しています。

（図表）海外在留邦人数の推移

海外在留邦人数の推移						各年10月1日現在	
	H23	H24	H25	H26	H27	対前年比 H27/H26	H27/H23
長期滞在者	782,650	837,718	839,516	853,687	859,994	1.01	1.10
永住者	399,907	411,859	418,747	436,488	457,084	1.05	1.14
計	1,182,557	1,249,577	1,258,263	1,290,175	1,317,078		

外務省「海外在留邦人調査統計」

（図表）在留外国人数の推移

在留外国人数	単位：人		
	平成17年末	平成27年末	H27-H17
全 国	1,906,689	2,232,189	325,500
埼玉県内	95,463	139,656	44,193

法務省

（4）雇用情勢の改善、就業構造の変化

平成20年に発生したリーマンショック後に急速に悪化した雇用情勢は、緩やかな改善が続いています。平成22年に5.2%だった本県の完全失業率も、平成27年には3.2%まで回復し、全国平均を下回っています。また、新規学卒者の就職率も改善傾向が続いています。

一方、経済のサービス化の進展に伴い、就業構造も変化しています。第2次産業の就業者が減少する一方、第3次産業の就業者が増加しています。

さらに、正規雇用者数が横ばいで推移する中、非正規雇用者数は年々増加しています。自らの希望で非正規の仕事を選ぶ人もいる一方、正規就業を希望しながらやむなく非正規で働く人も非正規就業者の2割弱に上ります。

（図表）大学・高卒者の就職率の推移

大学・高校卒業者の就職率の推移										
	19年3月卒	20年	21年	22年	23年	24年	25年	26年	27年	28年
高校卒（埼玉県）	97.3	97.3	94.7	94.5	95.9	98.6	99.0	99.6	99.8	99.8
大学卒（全国）	96.3	96.9	95.7	91.8	91.0	93.6	93.9	94.4	96.7	97.3

厚生労働省「大学卒業者の就職状況調査」（4月1日現在）
埼玉労働局「新規高等学校卒業生職業紹介状況」（3月末現在）

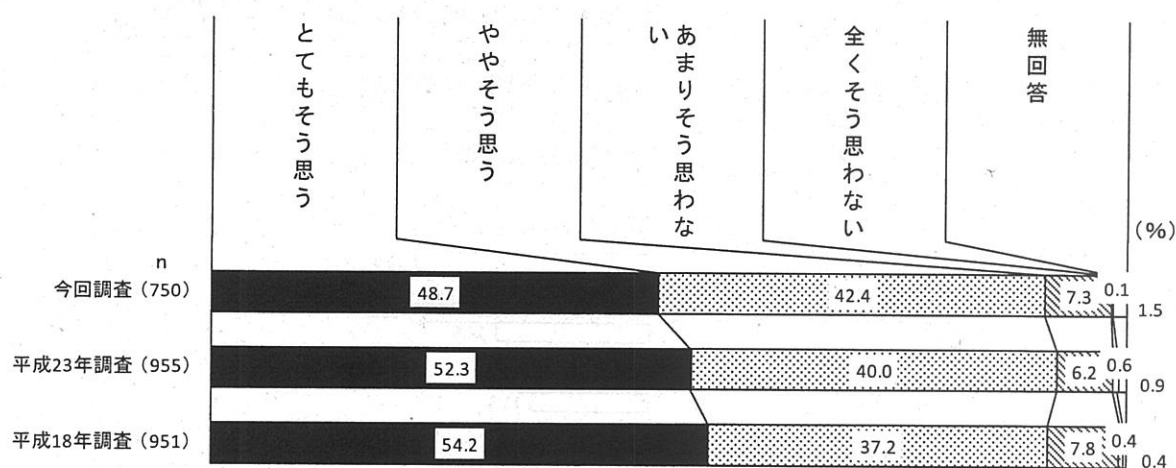
2 青少年を取り巻く家庭・地域環境

(1) 家庭環境

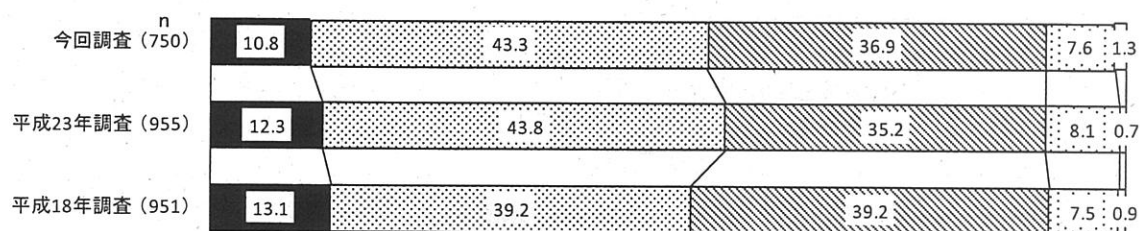
「埼玉青少年の意識と行動調査」において、保護者に対して子育てへの考え方を聞いたところ、『子育ては、楽しみや生きがいである』では、「とてもそう思う」と「ややそう思う」を合わせた《思う》の割合は91.1%となっています。

一方、『子育ては、つらく、苦勞が多い』では、《思う》の割合が54.1%となっております。

(図表) 「子育ては、楽しみや生きがいである」と回答した保護者の割合



(図表) 「子育ては、つらく、苦勞が多い」と回答した保護者の割合

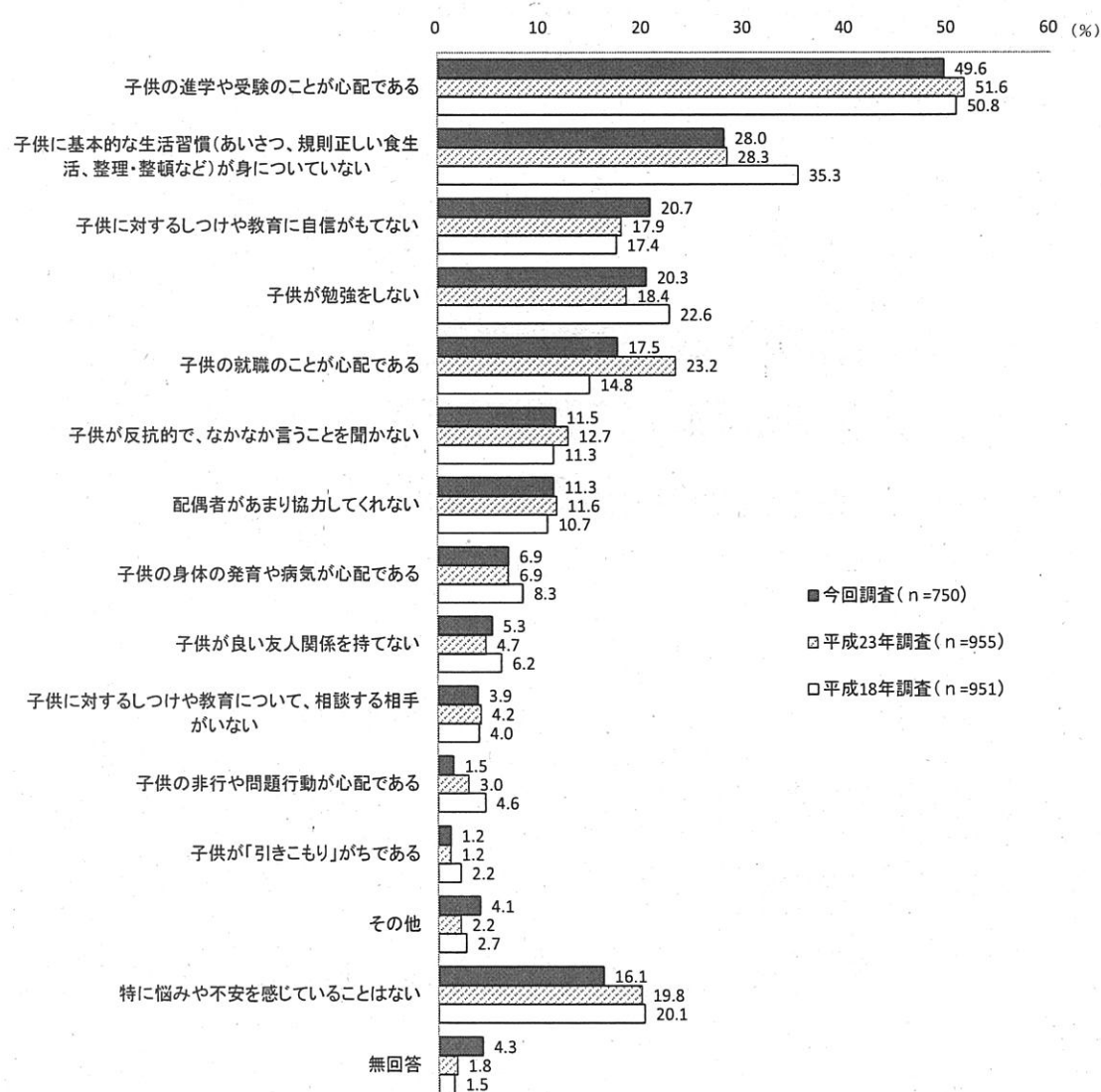


資料:平成 28 年度埼玉青少年の意識と行動調査

また、しつけや教育での悩み・不安について聞いたところ、「子供の進学や受験のことが心配である」(49.6%)が最も多く、「子供に基本的な生活習慣(あいさつ、規則正しい食生活、整理・整頓など)が身についていない」(28.0%)、「子供に対するしつけや教育に自信がもてない」(20.7%)と続きました。

経年変化で見ると、「子供に対するしつけや教育に自信がもてない」は増加傾向が見られました。一方、「子供に基本的な生活習慣(あいさつ、規則正しい食生活、整理・整頓など)が身についていない」は減少傾向が見られました。

(図表) 子供のしつけや教育についての悩み、不安について



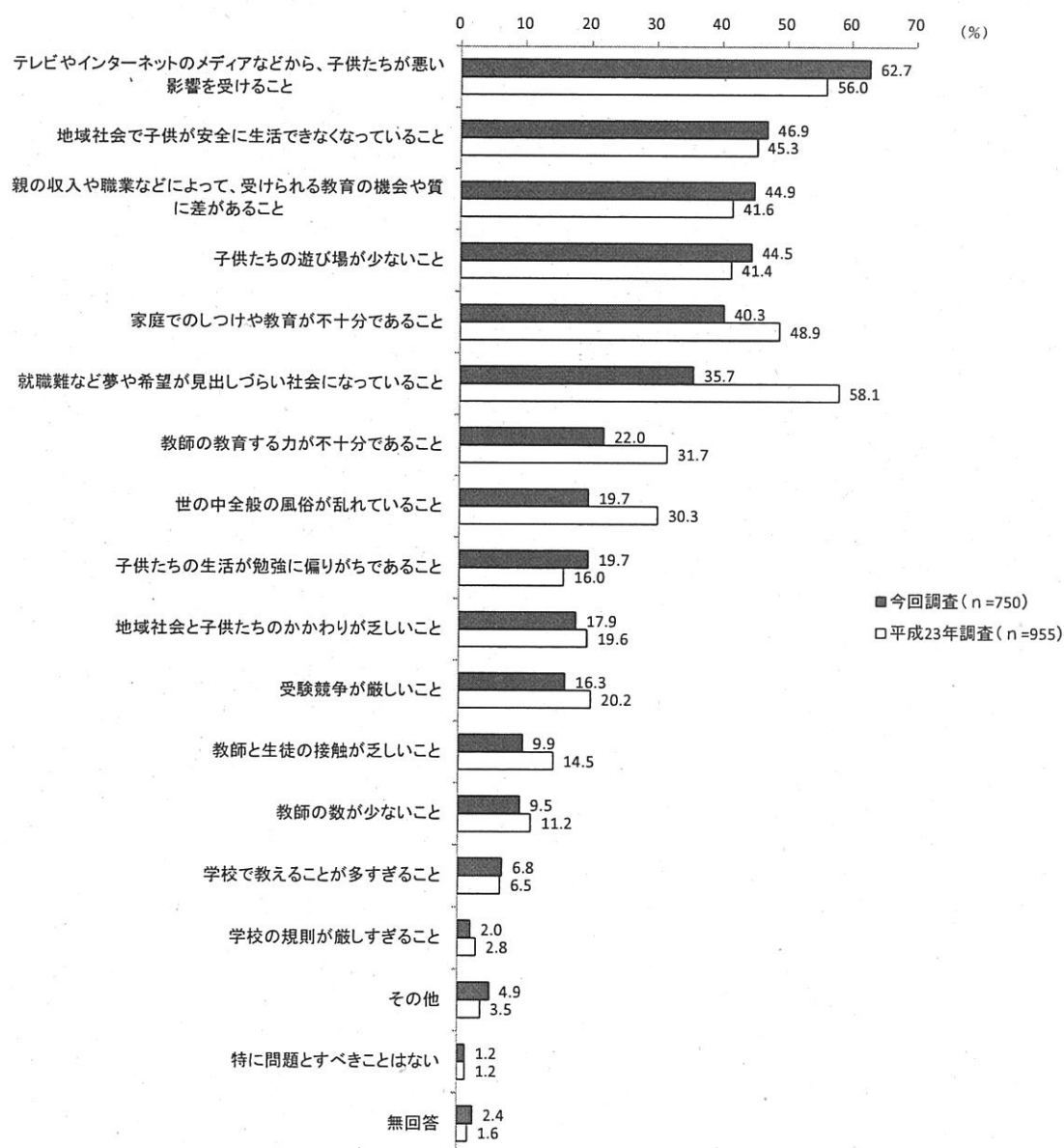
資料:平成28年度埼玉青少年の意識と行動調査

(2) 地域環境

「埼玉青少年の意識と行動調査」において、保護者に対して、子育てや教育の現状における問題について聞いたところ、「地域社会で子供が安全に生活できなくなっていること」と考える保護者が46.9%にのびります。

また、「子供たちの遊び場所が少ない」が44.5%、「地域社会と子供たちのかかわりが乏しいこと」が17.9%となっています。

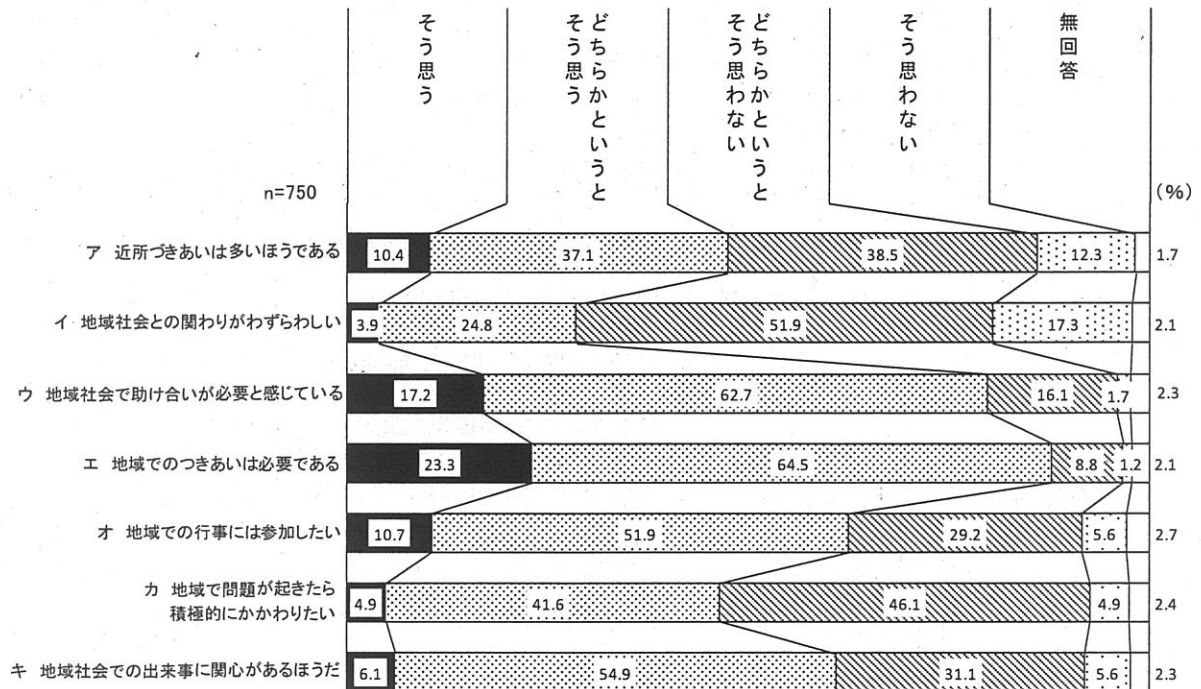
(図表) 子育てや教育の現状における問題について



資料:平成 28 年度埼玉青少年の意識と行動調査

また、地域との関わり、関心について聞いたところ、「そう思う」と「どちらかという
 そう思う」を合わせた《思う》の割合は、「地域でのつきあいは必要である」(87.8%)
 が最も多く、「地域社会で助け合いが必要と感じている」(79.9%)、「地域での行事に
 は参加したい」(62.6%)と続きました。

(図表) 地域との関わり、関心について



資料:平成 28 年度埼玉青少年の意識と行動調査

3 青少年をめぐる現状と課題

(1) 非行

本県の刑法犯少年の数は減少傾向で推移しており、平成28年は2,090人と前年に比べて559人(21.1%)減少しています。また、不良行為少年も減少傾向にあり、行為別でみると、深夜徘徊と喫煙で全体の約8割を占めています。

一方、刑法犯少年の再犯者率は年々高くなっており、平成28年は42.4%と過去10年で最も高くなっています。

加えて、少年による凶悪な事件が発生するなど、少年非行は依然として厳しい状況にあります。非行問題を抱える少年や保護者が相談できる体制を充実するとともに、家庭・学校・地域が連携して非行防止や非行少年の立ち直りを支援していくことが必要です。

(図表) 刑法犯少年の推移 (埼玉県)

刑法犯少年の推移(埼玉県)

H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28
6,928	6,382	7,148	6,862	6,041	5,104	4,388	3,342	2,649	2,090

埼玉県警察本部調べ

(図表) 不良行為少年の推移 (埼玉県)

不良行為少年の推移(埼玉県)

	H23	H24	H25	H26	H27	H28
怠学等	7,031	8,182	8,289	8,814	7,530	7,335
深夜徘徊	35,298	33,053	29,827	27,327	24,096	21,749
喫煙	17,551	14,661	11,638	8,723	6,638	5,460
計	59,880	55,896	49,754	44,864	38,264	34,544

埼玉県警察本部調べ

(図表) 刑法犯少年の再犯者率の推移 (埼玉県)

刑法犯少年の再犯者率の推移(埼玉県)

H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28
31.1	35.7	32.2	33.7	36.5	38.8	39.0	37.8	40.5	42.4

埼玉警察本部調べ

(2) 若年無業者(ニート)、ひきこもり

総務省の労働力調査によると、全国の若年人口に占める無業者の割合は、ここ10年間で推移しており、平成28年の若年無業者(ニート)は全国で約57万人となっています。

また、ひきこもりの若者（15～39歳）の数は、平成27年度の「若者の生活に関する調査」（内閣府）から全国で54.1万と推計されています。

就労支援や学校における取組の充実に加え、教育、労働、福祉、保健、医療などに関わる支援機関や民間団体との連携を強化し、状況に応じて専門的な支援をきめ細かく行うことが必要です。

（図表）若年無業者及び若年人口に占める割合の推移

	H23 2011	H24 2012	H25 2013	H26 2014	H27 2015	H28 2016
若年無業者数(万人)	61	63	60	56	56	57
15～34歳人口に占める若年無業者の割合(%)	2.2	2.3	2.2	2.1	2.1	2.2

資料：総務省統計局「労働力調査」

（図表）ひきこもり群の定義・推計数（全国）

	有効回収率に占める割合	全国の推計者数(万人)	
ふだんは家にいるが、近所のコンビニなどには出かける	0.35%	12.1万人	狭義のひきこもり 17.6万人
自室からはであるが、家からは出ない又は自室からほとんど出ない	0.16%	5.5万人	
ふだんは家にいるが、自分の趣味に関する用事するときだけにだけ外出する	1.06%	準ひきこもり	36.5万人
計	1.57%	広義のひきこもり	54.1万人

(注) 1 ア) 現在の状態となって6か月以上の者のみ
 イ) 「現在の状態のきっかけで」「病気(病名)」に統合失調症又は具体的な病気を記入した者、「妊娠した」を選択した者又は「その他()」に自宅働いている旨や出産・育児をしている旨を記入した者を除く。
 ウ) 「現在働いていますか」で、「専業主婦・主夫又は家事手伝い」と回答した者を除く。
 2 総務省「人口推計」(2015年)によると、15～39歳人口は3,445万人より、有効回収率に占める割合(%)×3,445万人＝全国の推計数(万人)
 「若者の生活に関する調査」(平成27年度 内閣府)

(3) 障害のある子供・若者

障害のある子供や若者が地域の一員として育ち、一人一人の状況に合わせて就労や社会参加が図られるよう、環境を整えていくことが求められています。

特に、発達障害は一見しただけでは分かりにくく周囲の理解が得られないため、適切な関わりが遅くなることがあります。このため、支援や配慮が受けられるよう、あらゆる場面で発達障害への正しい理解を深めてもらうとともに、早期発見や早期療育体制の充実などを図っていくことが必要です。

(4) いじめ

本県の国公立小・中学校、高等学校及び特別支援学校におけるいじめの認知件数は、平成27年度4,754件となりました。

いじめは深刻な人権問題です。いじめ防止のため、児童生徒の人権感覚を育成する取組が求められます。

(図表) 都道府県別いじめの認知件数 (埼玉県)

都道府県別いじめの認知件数(埼玉県)					単位(件)
	H23	H24	H25	H26	H27
小学校	385	1,128	1,086	1,402	2,870
中学校	869	1,897	1,648	1,476	1,660
高等学校	146	378	166	195	209
特別支援学校	22	15	7	25	15
計	1,422	3,418	2,907	3,098	4,754

文部科学省「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」

(5) 不登校、高校中退

本県の国公立校における平成27年度の不登校児童生徒数は、小・中学校では5,570人で前年度から151人増加しています。

また、本県の国公立高等学校の平成27年度の中途退学者数は、2,230人で前年度より減少しています。

不登校には様々な背景や理由があり、児童生徒一人一人の状況に応じたきめ細やかな対応や、未然防止・早期対応の取組が必要です。また、高校中途退学には生徒が自分自身を見直し、高校生活に意義を感じることができるよう支援や本人の適性にあった進路選択に向けた支援が重要です。

(図表) 都道府県別不登校児童生徒数 (埼玉県)

都道府県別不登校児童生徒数(埼玉県)					
	H23	H24	H25	H26	H27
小学校	985	854	917	981	1,035
中学校	4,706	4,610	4,513	4,438	4,535
計	5,691	5,464	5,430	5,419	5,570

文部科学省「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」

都道府県別中途退学者数及び中途退学率(埼玉県)

	H23	H24	H25	H26	H27
中途退学者数	2,891	2,665	2,749	2,449	2,230
中途退学率	1.6	1.5	1.5	1.3	1.2

文部科学省「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」

(6) 子供の貧困

我が国の子供の相対的貧困率は概ね上昇傾向にあり、平成24年には16.3%となっています。

子供がいる現役世帯の相対的貧困率は15.1%で、そのうち、ひとり親家庭などの大人が1人の世帯の相対的貧困率が54.6%となっており、大人が2人以上の世帯に比べて非常に高い水準になっています。

また、本県において、経済的な理由により就学困難と認められ就学援助を受けている小・中学生は、平成26年度は74,548人となりました。平成26年度の就学援助率は、13.26%で、平成7年度の約4倍になっています。

子供の将来が生まれ育った環境に左右されないよう、教育、生活、就労及び経済的支援を行い、子供の貧困対策を進めることが重要です。

(図表) 子供の相対的貧困率

相対的貧困率(全国)										
	S60	S63	H3	H6	H9	H12	H15	H18	H21	H24
	1985	1988	1991	1994	1997	2000	2003	2006	2009	2012
子供※のいる世帯	10.9	12.9	12.8	12.1	13.4	14.5	13.7	14.2	15.7	16.3
全体	12.0	13.2	13.5	13.7	14.6	15.3	14.9	15.7	16.0	16.1

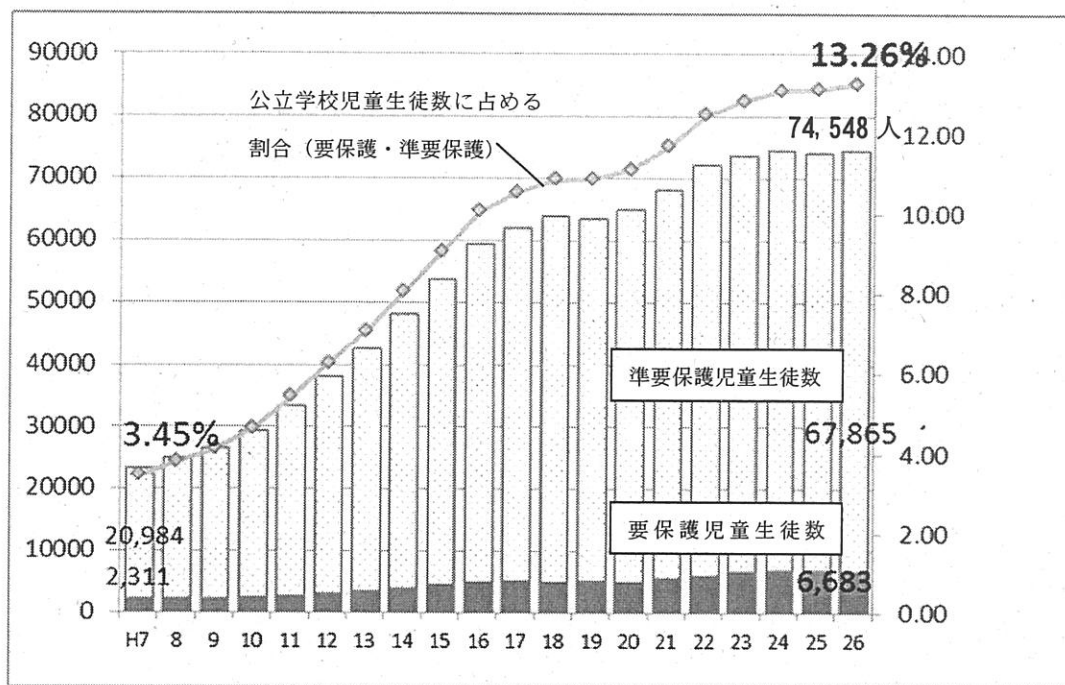
※ 子どもとは18歳未満の者。 厚生労働省「国民生活基礎調査」

(図表) 子供がいる現役世帯の相対的貧困率

子供※がいる現役世帯※の相対的貧困率(全国)										
	S60	S63	H3	H6	H9	H12	H15	H18	H21	H24
	1985	1988	1991	1994	1997	2000	2003	2006	2009	2012
全 体	10.3	11.9	11.7	11.2	12.2	13.1	12.5	12.2	14.6	15.1
大 人 ※ 1 人	54.5	51.4	50.1	53.2	63.1	58.2	58.7	54.3	50.8	54.6
大 人 2 人 以 上	9.6	11.1	10.8	10.2	10.8	11.5	10.5	10.2	12.7	12.4

※ 現役世帯とは世帯主が18歳以上65歳未満の世帯をいう。
 ※ 大人とは18歳以上の者、子どもとは18歳未満の者。 厚生労働省「国民生活基礎調査」

(図表) 小学生・中学生に対する就学援助の状況 (埼玉県)



文部科学省「要保護及び標準要保護児童生徒数について」

(7) 児童虐待

県内の児童相談所で受け付けた、平成27年度の児童虐待相談件数は8,387件で、「児童虐待の防止等に関する法律」が施行された平成12年以降で最多となりました。

児童虐待は子供の心身の発達及び人格形成に重大な影響を与えるもので、児童虐待対策は喫緊の課題です。虐待相談への的確・迅速な対応、虐待を受けた子供へのケアや再発防止のための家族全体への支援などに加え、虐待を未然防止するため地域全体で子育て家庭を支援していく必要があります。

(図表) 児童虐待件数の推移 (埼玉県)

虐待相談受付件数					単位(件)
H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	
4,504	4,769	5,358	7,028	8,387	

埼玉県こども安全課

(8) 若者の自殺

若い世代の自殺は深刻な状況で、15～39歳の各年代の死因の第1位は本県においても自殺となっています。

自殺の背景には、個人の問題や事情だけでなく様々な社会的要因があることから、自殺防止のためには、関係機関・団体が連携し、社会的な取組を総合的に実施していくことが必要です。

(図表) 年齢階級別死因順位・死亡者数(埼玉県)

平成27年度 年齢階級別死因順位・死亡者数(埼玉県)

	第1位		第2位		第3位		第4位	
	死因	人数	死因	人数	死因	人数	死因	人数
15～19歳	自殺	26	不慮の事故	19	悪性新生物	11	心疾患(高血圧性除く)	6
20～24歳	自殺	55	不慮の事故	17	悪性新生物	12	心疾患(高血圧性除く)	10
25～29歳	自殺	75	悪性新生物	17	不慮の事故	13	心疾患(高血圧性除く)	12
30～34歳	自殺	80	悪性新生物	34	不慮の事故	19	心疾患(高血圧性除く)	9
35～39歳	自殺	96	悪性新生物	73	心疾患(高血圧性除く)	35	不慮の事故	20

資料:人口動態統計概況(確定値)

(9) 外国人の子供等

日本語指導が必要な外国人児童生徒が増えています。日本語指導や学校生活の相談などの支援とともに、日本人児童生徒と外国人児童生徒の相互理解が必要です。

平成26年度日本語指導が必要な児童生徒の受入状況等に関する調査(文部科学省)

	全国	埼玉県	平成24年度結果との比較
日本語指導が必要な外国人児童生徒数	29,198	1,350	162人増
日本語指導が必要な日本国籍児童生徒数	7,897	421	154人増

資料:日本語指導が必要な児童生徒の受入状況等に関する調査(文部科学省)

(10) 防犯・交通安全

青少年が犯罪に巻き込まれる事件が多数発生しています。少年の福祉と保護を目的とした各種特別法や条例等に違反する犯罪による検挙件数は、増加傾向にあります。また、18歳以下の者に対して「声をかける」、「手を引く」、「肩に手をかける」、「後をつける」等の声かけ事案認知件数は、年々増加しています。

一方、子供の交通事故死傷者数は減少傾向にありますが、依然として毎年多数発生しています。交通事故の死傷者の内訳では、小学校4～6年生では5割、中学生では7割弱、

高校生では8割弱が自転車乗車中となっています。

青少年が犯罪や事故に巻き込まれることがないように、青少年への意識啓発や、犯罪・事故・災害に遭いにくいまちづくりに地域全体で取り組む必要があります。

(図表) 福祉犯罪の福祉犯罪の法令別検挙状況

福祉犯罪の法令別検挙状況		単位:件				
	H23	H24	H25	H26	H27	
青少年健全育成条例	246	229	197	228	185	
児童買春、児童ポルノ禁止法	65	65	57	80	86	
未成年者喫煙禁止法	24	35	47	35	25	
風営適正化法	11	11	17	16	13	
児童福祉法	18	7	10	8	13	
未成年者飲酒禁止法	10	7	6	12	5	
労働基準法	1	2	6	2	1	
出会い系サイト規制法	14	7	4	6	12	
覚せい剤取締法	6	7	4	5	9	
売春防止法	3	2	4	5	1	
職業安定法		1		1		
私事性的画像被害防止法					2	
出入国管理及び難民認定法		1				
	398	374	352	398	352	

資料: 埼玉警察本部調べ

(図表) 声かけ事案※認知件数の推移

声かけ事案認知件数				
H24	H25	H26	H27	H28
1,854	2,167	2,286	2,481	3,045

埼玉県警察本部調べ

※18歳以下の者に対して、犯罪行為には至らないが、「声をかける」、「手を引く」、「肩に手をかける」、「後をつける」等の行為。略取・誘拐や性的犯罪等の重大な犯罪の前兆として捉えられる事案をいう。

(図表) 交通事故死傷者数の推移

交通事故死傷者数の推移					
	H24	H25	H26	H27	H28
中学生以下	3,428	3,090	2,832	2,605	2,626
高校生	1,720	1,532	1,355	1,275	1,199

資料: 埼玉県警察本部調べ

(図表) 平成28年 高校生以下の死傷者の状態別構成比

	歩行者	自転車	車両同乗等	計
幼児	13.9	14.5	71.6	100.0
園児	21.1	15.3	63.6	100.0
小1～3	35.7	25.5	38.8	100.0
小4～6	14.9	50.3	34.8	100.0
中学生	10.6	68.0	21.4	100.0
高校生	2.8	78.6	18.6	100.0

資料: 埼玉県警察本部調べ

(11) スマートフォン等の利用

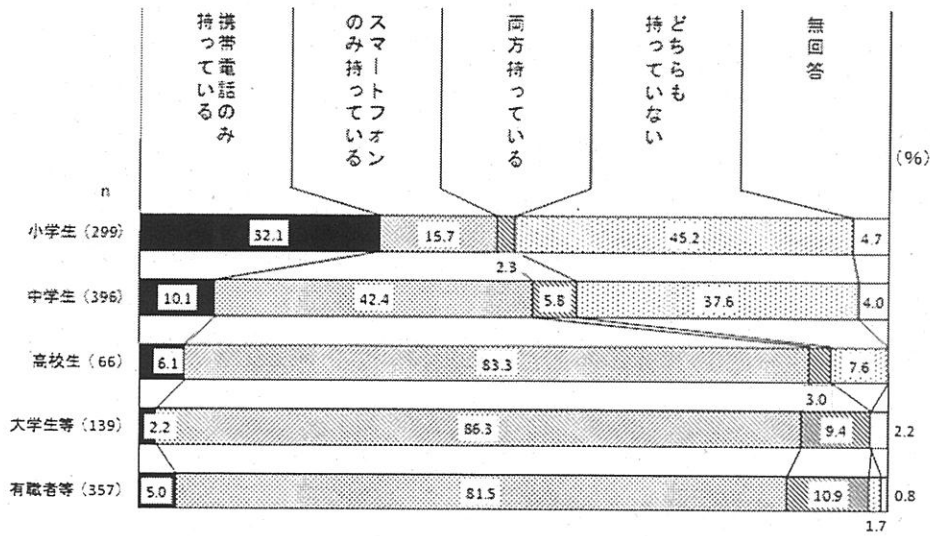
平成28年度埼玉青少年意識と行動調査によると、携帯電話・スマートフォンの保有率は小学校5、6年生では50.1%、中学生では58.3%、高校生では92.4%と、年齢が上がるにつれて上昇しています。その利用時間数も年齢とともに上昇し、1日1時間以上の利用は、小学校5、6年生で23.4%、中学生で67.4%、高校生では80.3%になっています。

近年、スマートフォン等を始めとするインターネット接続機器の普及に伴い、長時間利用による生活の乱れ、ネットいじめなどのトラブルや有害サイト等を通じた被害などが深刻な問題になっています。

青少年には、インターネット社会に向き合いともに生きていくために、個人情報や人権に関する理解を深めるとともに、必要な情報を選択して適切に活用する能力を身に付けてもらう必要があります。

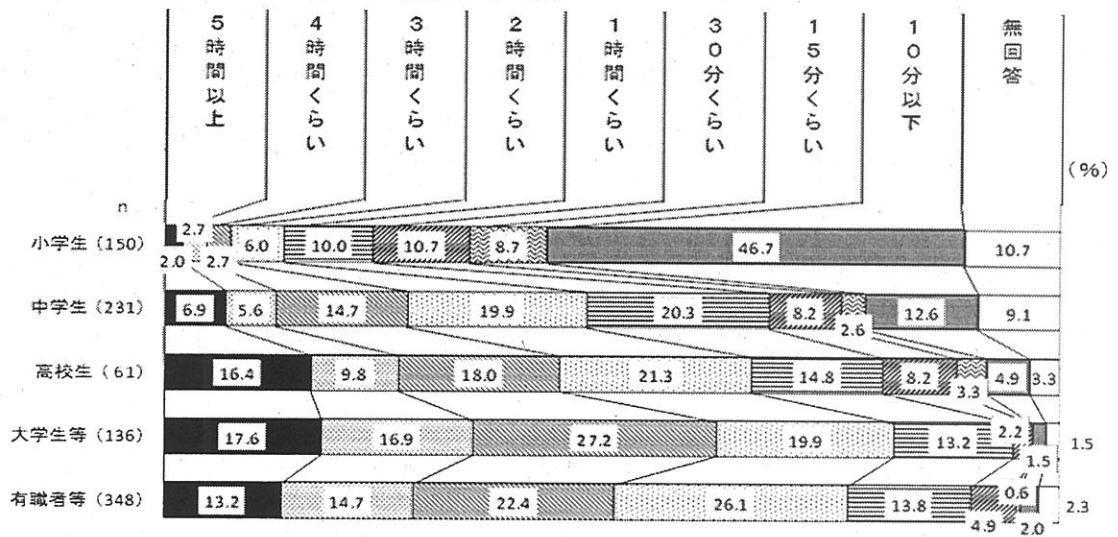
さらに、青少年にとって有害な情報があることも周りにいる大人一人一人がしっかり認識・理解し、その社会で生きていくための技術やルールを身に付けさせるよう、意識的に関わることが求められています。

(図表) 携帯電話・スマートフォンの保有状況



資料：平成28年度埼玉青少年意識と行動調査

(図表) 携帯電話・スマートフォンを利用する時間



資料：平成28年度埼玉青少年意識と行動調査

(図表) 出会い系サイト・コミュニティサイトに起因した事件の被害者数、検挙件数

出会い系サイト・コミュニティサイトに起因した事件の被害者数、検挙件数					
	H24	H25	H26	H27	H28
出会い系サイト被害者数	6	6	2	4	4
コミュニティサイト被害者数	78	85	96	75	89
被害者数の計	84	91	98	79	93
出会い系サイト検挙件数	14	11	8	17	17
コミュニティサイト検挙件数	82	96	108	92	92
検挙件数計	96	107	116	109	109

資料：埼玉警察本部調べ

(12) 家庭・地域の教育力

本県は、一般世帯に占める核家族世帯の割合が61.3%と全国第2位の高さとなっており、子育て中の夫婦が親からの援助を受けにくくなっています。また、18歳未満の子供のいる世帯の数は年々減少しており、子供がいる世帯の割合は24.1%まで減少しており、親が不安や負担を抱えやすい状況になっています。

一方、独立行政法人国立青少年教育振興機構の「子どもの体験活動の実態に関する調査研究」では、子供の頃の体験活動が豊富な大人ほど、意欲・関心や規範意識が高い人が多い傾向にあることが分かっています。

家庭における子育て力や教育力の向上ともに、青少年を地域全体で見守り育成していく気運の醸成と活動のより一層の充実が求められています。

(図表) 世帯数と子供のいる世帯数の割合

世帯数と子供のいる世帯数割合(全国)										単位:世帯
	昭和61 (1986)	平成元 (1989)	4 (1992)	7 (1995)	10 (1998)	13 (2001)	16 (2004)	19 (2007)	22 (2010)	25 (2013)
子供がいる世帯	17,365	16,426	15,009	13,586	13,452	13,156	12,916	12,499	12,323	12,085
子供のいない世帯	20,180	22,991	26,201	27,183	31,043	32,508	33,407	35,524	36,314	38,026
計	37,545	39,417	41,210	40,769	44,495	45,664	46,323	48,023	48,637	50,111
単位:%										
子供がいる世帯の割合	46.2	41.7	36.4	33.3	30.2	28.8	27.9	26.0	25.3	24.1

(注)平成7年の数値は兵庫県を除いたものである。
 子供・若者白書、(出典)厚生労働省「国民生活基礎調査」

(図表) 子供の頃の体験と大人になってからの意欲・関心等との関係

(図表)子供の頃の体験と大人になってからの意欲・関心等との関係				
		単位:%		
		高	中	低
地域活動	少	24.2	34	41.7
	中	35.8	34	30.2
	多	44.7	29.7	25.5
友だちとの遊び	少	18.1	31.4	50.4
	中	30.7	33	36.3
	多	38.3	33.9	27.8
自然体験	少	18.3	41	40.7
	中	29.2	42.9	27.9
	多	40	42.8	17.3

(出典)独立行政法人国立青少年教育振興機構(2011)「子どもの体験活動の実態に関する調査研究(平成22年度調査)」

第3章

基本理念と基本目標

1 基本理念

次代を担う青少年が健やかに成長し、自立・活躍できる社会をつくる

我が国では、少子高齢化の進行、グローバル化や情報化の進展、地域コミュニティの希薄化など、青少年を取り巻く情勢は大きく変化し、多くの課題が生じています。

また、非行や若年無業者、いわゆるニートやひきこもりなど、社会生活を円滑に営む上で困難を有する青少年の問題も深刻な状況にあります。

青少年が次代を担う者としての誇りと自覚を持ち、心身ともに健やかに成長できるよう、見守り、手を差し伸べていくことが、大人の役割と責任でもあります。

本県では、全ての青少年の最善の利益が尊重され、一人一人の状況に応じた様々な施策を進め、青少年が健やかに成長し、その持てる能力を生かして自立・活躍できる社会の実現を目指します。

2 基本目標

基本理念を実現し、青少年を取り巻く現状や課題等の解決を目指すため、以下の3つの基本目標を掲げて取り組んでいきます。

基本目標Ⅰ 明日の埼玉を担う青少年の育成と自立支援

次代を担う青少年が多くの経験を積みながら豊かな人間性や社会性を育むとともに、高い志を持ち、夢や目標に向かって自らの可能性に果敢に挑戦していくことができるよう支援します。

また、社会や時代の変化に対応するため、様々な課題に主体的に取り組み、解決できる力を身に付けて自立・活躍できるよう支援します。

達成目標

体験学習の参加者数

現状値 ●人 → 目標値 ●人
【平成28年度】 【平成34年度】

※調整中

基本目標Ⅱ 困難を有する青少年への支援

社会生活を円滑に営む上で困難を有する青少年が、一人一人の発達段階や置かれた状況に応じて、それらの困難を克服できるよう支援します。

また、健やかな発達や成長を妨げる有害な環境から社会全体で青少年を守る取組を充実していきます。

達成目標

非行防止夜間パトロールの実施市町村数

現状値 ●市町村 → 目標値 ●市町村
【平成28年度】 【平成34年度】

※調整中

基本目標Ⅲ 青少年の健やかな成長を支える社会環境の整備

家庭における教育力の向上を図るとともに、学校・地域が連携して地域全体で青少年を見守り育てる環境づくりを進めます。

また、スマートフォン等の普及に伴う有害情報対策や青少年が巻き込まれる犯罪や事故などが起きない環境づくりを進めていきます。

達成目標

子供のスマートフォン等利用にかかる家庭でのルールづくり

現状値 56.9% → 目標値 80.9%
【平成28年度】 【平成34年度】

